

広報

あしや

No.1127 平成26年
(2014年)

3月1日号
毎月1日・15日発行

Garden City Ashiya

発行/
芦屋市役所(広報国際交流課)
TEL.0797-31-2121/FAX.0797-38-2152
〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.lg.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.lg.jp



庭園都市芦屋へ



前田公園・スイセン

震災で全壊した邸宅の跡地に、住民が設計に参加し、従前住んでおられたかたの希望を取り入れて整備された前田公園は、平成16年4月にオープンしました。

邸宅にあった庭の池や樹木のほか、遊具はモニュメント風に石を活用するなど、落ち着いた風のある石の和風庭園となっています。

工事前には、敷地から弥生時代の水田跡や弥生人の足跡も発見されました。

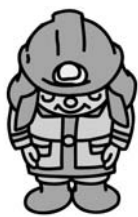
この季節は、あずまやや水路周辺に、スイセンが群れてきれいな花を咲かせます。

消防署東山出張所 一時閉庁のおしらせ

耐震化改修工事を実施するため、6月上旬までの期間、消防署東山出張所を一時閉庁します。

閉庁期間中は来庁等の受け付けができませんので、下記連絡先までお願いします。

火災・救急などの緊急の際は119番通報してください。市民の皆さんには、ご不便おかけしますがご協力をお願いします。



- 工事期間 6月上旬まで
- 工事場所
芦屋市消防署東山出張所
(東山町27番8号)
- 閉庁期間中の連絡先
芦屋市消防署(精道町8番26号)
☎32-2345

問い合わせ
消防本部総務課 ☎38-2095

3月29日(土) 市役所本庁舎の 4月5日(土) 一部開庁について

問い合わせ 企画課 ☎38-2127

3月29日(土)と4月5日(土)に、市役所本庁舎の窓口の一部を開庁しますので、ご利用ください。

場所	業務を行う課 【午前9時～午後5時30分まで】
北館	1階 市民課(公的個人認証・住民票の 広域交付・転入特例・年金業務除く)
	4階 こども課(母子相談業務除く) 保育課 教育委員会管理課 (就園・就学事務のみ行います)
	南館 1階 課税課(証明発行業務のみ行います) 債権管理課 保険課(後期高齢者医療係は、保険証の 交付・登録状況の照会除く) 地域福祉課(福祉医療業務のみ行います) 生活援護課(相談受付業務のみ行います) 障害福祉課 高齢福祉課 介護保険課

- *上記以外の業務は行っていませんのでご注意ください。
- *他の公共機関が閉庁のため、対応できない場合がありますので、事前にご確認ください。
- *車でお越しの際は、来庁者用駐車場(南館地下2階)をご利用ください。
- *4月5日(土)は、組織改正により、課名が変更している場合があります。

芦屋市が景観行政団体になります

芦屋市は平成26年4月1日より景観法に基づく景観行政団体となります。

◆景観行政団体とは？◆
都道府県、政令指定都市、中核市は景観法により自動的に景観行政団体となりますが、それ以外の市町村においても、景観行政に力を入れていけるまたは力を入れたい自治体は、都道府県知事と協議をし、公示することにより、景観行政団体になることができます。

これにより都道府県との重複を避け、地域の特性に応じた景観誘導が可能となります。



◆景観行政団体になれば何ができるの？◆
景観法に基づく景観計画の策定や、景観重要建造物および景観重要樹木の指定、屋外広告物条例の策定など、景観上重要な施策を推進することができるようになります。

本市においても、景観計画によるさらなる緑化の推進や、現在施行している県下一律の兵庫県屋外広告物条例ではなく、芦屋の景観にふさわしい芦屋市独自の屋外広告物条例の策定が可能となります。

今後、さまざまな施策を進めてまいりますので、今後とも芦屋市の景観行政にご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109